○議長 宮城清政君 ただいまから平成27年第4回南風原町議会定例会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会(午前10時03分)

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1.会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 花城清文議員、9番 赤嶺雅和議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月18に地までの11日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。平成27年9月定例会後から本日までの諸般の報告を、お手元に配布されているとおり日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。そのなかから何点かご紹介いたします。まず6番目、10月7日、南部地区市町村議会議長会が南城市本庁舎において開催されました。

次に7番目、10月8日、東京都小平市議会から平和学習についての行政視察がございました。沖縄陸軍病院南風原壕群20号の見学も行っております。

次に、9番目、経済教育常任委員会の県外行政視察研修が10月13日から16日の日程で行われました。

次に11番目、総務民生常任委員会の県外行政視察研修が10月20日から23日の日程で行われました。

次に13番目に愛知県北名古屋市議会から観光ICTの取組について行政視察がございました。終了後、経済教育常任委員会のメンバーと意見交換会も行われております。

次に19番目、三重県川越町議会から議会改革について行政視察がございました。

次に25番目、11月10日から11月13日の日程で、第59回町村議会議長会全国大会並びに南部 地区市町村議会議長会行政視察が東京都、福島県で行われました。

次に27番目、11月16日から17日の日程で地方議会活性化シンポジウムが東京都で開催されました。

次に30番目、11月19日に宮城県多賀城市議会から「やさしい観光地づくり」ということで 行政視察がございました。以降は、各自でご一読くださるようお願い申し上げます。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、南部広域市町村圏事務組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、東部清掃施設組合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、町監査委員から別紙のとおり例月出納検査結果報告書がそれぞれ提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思います。なお、本日までに受理した陳情第19号、21号については、先日配布したとおり所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4.町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の 申出がありますのでこれを許します。副町長。暫時休憩します。

休憩(午前10時10分)

再開(午前10時10分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長に代わりまして町政一般報告をさせていただきた いと思います。

はじめに総務部総務課関係について申し上げます。第1回平和コンサートを10月12日に町民広場で開催し、町民の方々をはじめ250名余の方々に来場いただき、成功裏に終えることができました。「くがに合唱団」、「町少年少女合唱団」の歌声や「南風原中学校・南星中学校吹奏楽部」の演奏、「山川まゆみと島うた少女テン」、「ユキヒロ」のライブコンサートで盛り上がり、フィナーレは出演者と関係者全員がこの日のために作られた「勇気を灯せ」の大合唱で幕を閉じました。今後も南風原町民平和の日をとおして平和の尊さを発信してまいります。11月25日、職員の防火管理について必要な事項と火災時の職員の役割分担の確認を行い、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的に全職員及びご来庁の皆さんにも訓練にご参加いただき庁舎消防訓練を行いました。

次に、住民環境課関係について申し上げます。10月から国民一人一人に個人番号が記載された通知カードの郵送が開始されています。それを受け個人番号カードの交付申請をされた方については、平成28年1月から順次交付が開始されます。それに伴う個人番号カードを

住民基本台帳カードと同様に利用可能とするための条例制定と印鑑登録証明書が取得できるよう条例改正を議案として上程しておりますのでご審議をお願いいたします。

次に、企画財政課関係について申し上げます。第五次南風原町総合計画の策定については9月2日に第1回住民会議をスタートさせ、11月までに6回の会議を行い、毎回活発な意見交換がなされており、策定に向けて予定どおりに進捗しています。本町版総合戦略の策定に向けて各界の委員で構成された南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会については、10月30日に第1回目、12月4日に第2回目の審議会を開催し年度内の策定に向けて取り組んでいます。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。10月31日に第25回児童館まつりを本部児童館で開催し、舞台発表やハロウィーンをテーマにした遊びなど各児童館が創意工夫した催しで会場は大賑わいでした。11月12日に要保護児童等対策地域協議会の研修事業として沖縄大学非常勤講師の山内優子氏をお招きし、「子どもの問題行動の背景と支援の在り方〜貧困の連鎖にどう取り組むか〜」について講演していただき、子どもの非行の背景と貧困の連鎖について学びを深めました。11月17日には「社協法人化40年記念第6回南風原町福祉福祉大会」を社協と共催で開催しました。約350名の参加のもと本町の社会福祉事業に功績のあった個人72名と5団体を表彰するとともに、社会的孤立対策をテーマにした神里博武氏の講話とシンポジウムで地域福祉の今日的課題についての認識を共有し、さらに「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」の実現に向けた大会宣言が決議されました。11月21日には町認可保育園との共催で、障がい児保育講演会を開催し行政と園、そして保護者が一堂に会し障がい児保育の理解を深めました。11月16日に町待機児童解消検討委員会を開催し、小規模保育事業と認可保育園の設置運営事業者募集要項について審議を行い、11月26日から募集を開始し事務を進めております。よなは保育園の認可化に向けては、11月27日に入札を終え、来年4月1日の開園に向けて事業を進めております。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。9月の敬老の日、老人週間にちなみ、70歳以上の方々を中央公民館にお招きして「町敬老会」を9月19日に開催しました。約550人の参加のもと、南風原高校郷土芸能部や保育園児のみなさんが余興で敬老会を盛り上げていただき、高齢者の皆様の長寿を祝うとともに、多年にわたり社会に貢献されたことへの感謝とその労をねぎらいました。また今年の慶祝訪問では、トーカチ95人、カジマヤー27人、新百歳6人、百歳以上12人の方々の長寿を祝い、高齢者祝い金と記念品を贈呈し、これからもますますお元気でご長寿であられるよう祝福してまいりました。

次に、国保年金課関係について申し上げます。11月18日に島尻安伊子沖縄及び北方対策担当大臣へ沖縄県の市町村国保の特殊事情に対する財政支援について、沖縄県国民健康保険団体連合会及び沖縄県都市国保研究協議会とともに要請を行ってまいりました。島尻担当相におかれましては、10月29日に県国保連合会からの要請を受け、11月5日に厚生労働大臣へ要請を行っていただき、特別調整交付金への8億円上積みの決定にご尽力されたところですが、本県国保の特殊事情による財政悪化の解決にはさらなる財政支援が必要なことか

ら再度要請したものであります。今後も国による支援拡充について継続した要請を行い国 保財政の安定化を目指してまいります。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、7月1日から第2回目の応募の受付けを行っており、11月末現在での受付状況につきましては仮申請で51件、本申請が32件となっております。交通安全施設整備については、8自治区内に16基の道路反射鏡設置工事の請負契約締結を10月15日に行い、交通安全対策に取り組んでおります。計画関係については、10月8日に第5回与那原・南風原バイパスに関する調整会議が開催され、平成26年度に発注されたイオン南風原店前の交差点に架ける上部工工事に伴う交通規制などの説明や新川地区跨道橋下部工工事、北丘ハイツ前の下部工工事と排水路工事、南部医療センター前の舗装工事箇所などの進捗状況について町や周辺自治会長に説明がありました。各自治会長からは、説明に対する質疑や要望等も行われ有意義な調整会議となりました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備関係については、町道113号線整備で工事1件の請負契約締結を終えて、年度内完了に向け取り組んでおります。町道10号線は用地・物件移転補償において、借家人との移転補償契約・地権者との用地物件移転補償契約を終えて、地権者との用地・物件移転補償契約の手続きを進めております。山川地区農業用用排水施設整備については、現在進めております管路整備工事3件のうち1件が11月26日に完了し、残りの2件についても年内完了に向けて取り組んでおります。公園整備については、黄金森公園整備事業で進めておりました陸上競技場の外周にウレタン舗装を施したウォーキングコースが完成し11月5日に供用開始を行い利用者の方々に好評となっております。また、南側に位置する多目的広場付近の擁壁工事の黄金森公園整備工事(26-5)が11月18日に完了し、新たに擁壁工事の(27-3)を10月7日に請負契約の締結を行い年度内完了に向け進めております。津嘉山公園については、擁壁工事の2工区目となる津嘉山公園整備工事(27-2)を10月30日に請負契約の締結を終えております。地方改善施設整備事業については、大名地区下水排水路整備の実施設計委託業務を進めており、年内の工事発注に向けて取り組んでおります。。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。まず、津嘉山北土地区画整理事業については、工事で繰越明許費5件、現年度分1件の計6件(道路工事3件、宅地造成工事3件)を発注し年度内完了に向けて進めております。物件移転については、11月末までに10件の補償契約を終えており、残りについても早期契約に向けて取り組んでおります。また、5件の物件調査等委託業務の契約を終え、早期に補償交渉ができるよう取り組んでまいります。公共下水道については、未普及解消下水道事業で津嘉山地区、山川地区の工事を各1件発注し残りの工事についても引き続き取り組んでまいります。浸水対策下水道事業において、繰越明許費で進めておりました3件の工事が11月末に完了しております。同じく本年度予算では津嘉山地区2件と宮平地区1件の工事を発注し、年度内完了に向けて進めております。また

各工事に伴う磁気探査業務と水道管移設に伴う補償の契約をそれぞれ行いました。2年目となります下水道接続促進事業補助金については、11月20日現在で44件の申請があり、そのうち36件が完了しております。沖縄振興特別推進交付金事業で進めていますクサティ森等保全事業については、津嘉山地区殿周辺の便所工事を10月20日に請負契約の締結を終えて、現在工事を進めております。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係につきましては、9月7日に南風原町和牛生産組合の設立総会が開催されました。総会では代表の大城幸枝氏より「組合設立をさらなる発展のきっかけとして夢ある農業を目指す」との力強い挨拶がなされました。9月21日から23日にかけて、横浜市で開催された「横浜チャンプルーカーニバル」において、はえばる美瓜やスターフルーツなどの販路拡大のため、クッキングショーや試食販売用イベントブースを出店し、多くの方にPRすることができました。10月26日には、南風原町花き拠点産地協議会が開催され、拠点産地に認定されているストレリチアの優良生産農家3名の表彰と立ち枯れ病に対する現地検討会が行われました。商工関係については、10月23日に松風苑にて「南風原町ヒーロー脚本賞」の表彰式が開催され、県内13点の応募作品のなかから4作品、4名の方が表彰されました。また、同日に受賞作品をまとめた『金城哲夫生誕75周年記念事業南風原町ヒーロー脚本賞受賞作品集・飛び安里』が町観光協会より発行されました。10月23日から25日には、第39回沖縄産業まつりが開催され、ありんくりん市や市町村ブースにおいて、本町商工会による町内特産品を出品し広く紹介することができました。11月3日には、琉球絣の産地として、今後さらなる発展を祈願し、琉球絣事業協同組合の「創立40周年記念式典及び祝賀会」が中央公民館黄金ホールにて盛会裏に開催されました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。保健体育事業では、9月12日に「第14 回南風原町小中学生陸上競技大会」を開催しました。約470人の児童生徒が出場し、中学生12 個、小学生6個、計18個の大会記録が生まれております。なお、競技役員、応援団としても多 くの生徒が参加し大変盛り上がった大会となりました。10月24日に愛知県名古屋市パロマ 瑞穂スタジアムでの名古屋グランパス対アルビレックス新潟戦において、沖縄南風原デー を行いました。試合に先立ち、町より名古屋グランパスの久米社長、沖縄県出身の田口選手、 グランパスくんへ花束贈呈、新川青年会のエイサー演舞、オーロラビジョンでの南風原町P R動画を放映するなど幅広く南風原町のPRを行いました。また、町サッカー協会や町民の 方の観戦もありました。11月3日に「第26回かすり駅伝小学生大会」を開催しました。男子の 部24チーム、女子の部11チーム、計35チーム210名の児童が、かすりのたすきをつなぎ、交流 と親睦を深めながら力走しました。結果は、男女ともに黄金森ジュニアクラブが優勝しまし た。体協関係では、9月5日から6日の両日に「第36回町陸上競技大会」を開催しました。一 般男子、一般女子、壮年、町体育大会総合優勝の部で兼城が優勝し、女子年齢別リレーにおい て津嘉山が新記録を樹立しました。10月11日に行われました「第50回島尻郡陸上競技大会」 においては、本町が一般男子、一般女子、壮年の部で優勝し、島尻郡体育大会総合優勝も成し 遂げております。また、11月21日から22日の両日、「第67回沖縄県民体育大会」が名護市・国

頭地区を主会場に開催され、町内からも多くの選手が参加し活躍しました。町育英会では、9月16日 J A つかざんチャリティーゴルフ実行委員会より20万円の寄附がありました。給食共同調理場では、10月のカナダ国際交流に関連し10月7日の給食を「カナダ交流献立」と銘打って、サーモンチャウダーやメープルシロップを提供し、給食時間には児童生徒による校内放送をとおしてカナダの広々とした国土、川や海、食文化を考える機会といたしました次に、学校教育課関係について申し上げます。小学校新1年生を対象にした就学時健康診断を4小学校区ごとに今年もちむぐくる館で実施いたしました。施設の機能も充実していることから、良好な環境の中で診察を行い、スムーズに終えることができました。小中学校の児童生徒に対する適切な就学指導を行うため、町就学指導委員会を11月までに5回開催しました。児童生徒63人に係る就学先の判定及び教育的ニーズと必要な支援について諮問し、11月10日に答申を受けました。答申内容をもとに保護者と就学相談を行い、合意形成を図ったうえで適切な教育措置を実施してまいります。施設整備として、11月25日に南風原中学校体育館防災機能強化事業工事を契約締結し、平成28年3月上旬完了に向けて進めております。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。9月13日と20日の両日、南風原町子ども会育成連絡協議会主催の「第31回親子野球大会」が12チーム参加し開催され、親子のふれあいのもと熱戦が繰り広げられました。10月12日、「ふるさと教育」「地域の絆づくり」「健康増進」を目的に、ふるさと発見ウォークが中央公民館をスタートに4コース、34組129名の参加で開催されました。「第21回南風原町子ども平和学習交流事業」が戦後70年にあたり特別企画として8月18日から21日まで広島、岡山、京都、大阪の県外班に12名、9月19日から22日まで石垣、西表、黒島、10月25日、26日の座間味の離島班12名、合計24名の参加で戦争や平和、差別や人権について学習しました。11月22日には、小学校校長、保護者を招き報告会を行いました。10月14日から23日の日程で、「第22回南風原町青少年国際交流事業」が教育長を団長に引率2名、中学生10名、合計13名がカナダ国レスブリッジ市などに訪問し、体験入学やホームステイ等で教育・文化・歴史・産業等を学習しました。

別紙で9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書もお付けしておりますので、お目とおしをお願いいたします。以上で、町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、町長の町政一般報告を終わります。休憩します。

休憩(午前10時30分)

再開(午前10時40分)

○議長 宮城清政君 再開します。これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町の保有する特定個人情報について適正な取扱いを確保し並びに開示・訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするため、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。提案の内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例 について補足して説明いたします。まず、お手元に配布いたしました議案第63号の資料と新旧対照表でご説明いたします。今回の条例改正の趣旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行されたことによって特定個人情報について適正な取扱いを確保するため、必要な措置を講じて厳正な管理と適正な運営を行っていくための条例改正となっております。

主な改正内容でありますが、適正個人情報及び保有特定個人情報についての定義の追加。 併せて新旧対照表をご覧いただければと思いますが、第2条第10号に特定個人情報、第11号 に保有特定個人情報、これまでの個人情報にその2つが定義として追加されております。も う1つの主な改正内容は、特定個人情報の目的外利用、提供制限や本人に加え法定代理人等 による開示・訂正・利用停止等について求めることができるという規定の追加です。

それでは、それぞれの条項の概要を説明します。先ほども触れましたが第2条第10号に特定個人情報が追加です。これは個人情報に12桁のマイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報とする定義です。保有特定個人情報は、公文書に出力されている先ほど言った特定個人情報のことでございます。それから、2番目に特定個人情報の目的外利用及び提供制限についてでありますが、第10条で特定個人情報は特にその利用及び提供を制限されていることから、この規定の適用外として第10条の2を新たに設けて保有特定個人情報の利用と制限について条項を挿入しております。この第10条の2は、保有特定個人情報の利用・提供を制限しておりますが、人の生命・身体又は財産の保護のために緊急に必要である場合には、本人の同意を得る又は本人の同意を得ることが困難である場合においても提供できるという規定を設けております。続きまして情報の開示第13条、第14条、第15条の関係ですが、これまでは例えば未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって開示請求を行うことができるとなっておりましたが、この開示請求をよりやりやすくするために任意の代理人、法定ではなくて、この未成年者等本人か任意の代理人もこれを請求することができるという改正になっております。続きまして第24条の改正につきましては、情報等に訂

正があった場合、情報提供等記録に訂正をした場合は、総務大臣、情報提供者、それから情報 照会者に対してすみやかに通知する旨の追加です。いわゆる国、情報を持っている当該市町 村、それから情報を提供した国など他の自治体、そこに訂正した旨の通知をすることになっ ております。最後に第26条と第29条関係は、情報の削除や利用及び記録の中止請求です。こ れはこれまでもございましたが、一定の理由がある場合は特定個人情報及び特定個人情報 ファイルの削除や利用及び記録の中止が請求できる規定を追加しております。法で定めら れた目的以外やこの条例のなかで言っているこれまでの個人情報のなかでも中止の請求は ございましたが、それについても同様に中止の請求ができるという旨の改正でございます。 以上が議案第63号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員

○11番 宮城寛諄議員 議案書を渡されて保有個人情報とは何だろうかなどいろいろ考えていたのですが、この説明文を読むと、保有特定個人情報とは公文書に書かかれている特定個人情報だということですよね。特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報だと。ということは、今度改正されたのはこの個人番号が入ってきたということのみで、特に他は関係ないということなのか。要するに、個人番号が特定個人情報として入ってきたためにこの条例の改正だということでよろしいですか。

それから、この個人番号を含む個人情報等は、役場が持っている個人に関するいろんな情報、所得、税金、いろいろあるわけですからそういう個人情報だと思うのですけれども、公文書に記載されているものとありますが役場にある文書は全部公文書ではないのですか。

それから個人情報と特定と分けているのかがよく分からないのですが、要するに公文書に記載されている個人情報と書いてあるわけですからね。役場にある文書は全部公文書になるのではないかと思っているので、特定個人と保有特定個人の区別しているのは何なのですか、その点をお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず1点目にお答えします。おっしゃるとおりマイナンバー法によって、これまでの個人情報に12桁のマイナンバーが一緒になった個人情報が特定個人情報です。それも今までよりもっと厳密に、これまでの個人情報としても漏らしてはいけない情報を中に入れるという改正です。それから、開示請求がしやすくなる。法定代理人ではなくて任意の代理人でも開示や中止の請求ができるということです。

2点目ですが、個人情報とは本人が特定できるものです。住所と氏名と生年月日で特定になります。これに12桁が付けば特定個人情報。これは特定個人情報の定義です。保有特定個人情報とは、実施機関、いわゆる行政が持っている個人情報の諸々の記録です。それから、住

民情報や税の情報、それに個人の情報が付いている。税務課としても住民課としても情報を 持っておりますが、それ以外にも別の公文書としてきたもののなかには個人情報プラス12 桁の番号が付いているものもございまして、それらすべてを保有特定個人情報という位置 付けです。この2つは、文言の定義となっています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 あまりよく分からないのですが、この条例の改正によって、12桁の 番号を含む個人の情報を特定個人情報と言いますよと、それから保有特定個人情報とは公 文書に記載されている特定情報だとなっているのですが、これ全部12桁の番号を付けます よということなのですか。そしてそれを保護するということなのでしょうか。と言いますの は、では12桁の個人番号の通知はもらっているのだけれども個人カードはもらっていなく て、これによって情報を出し入れするなどということが、全部にこの番号が付いているため に番号がなければ情報の開示をすることができないということにつながるのか。今度の個 人番号保護は、12桁の個人番号を付けてやりますよという規定なのですか。個人番号を付け たものを特定情報としますよということなのか。個人の意思によって、私の個人番号を付け なければ付けないことになるのですか。こういうことはできないわけでしょう。個人番号は 全部付けますでしょう。今後は個人番号を付けたものを特定個人情報といって、これを保護 しますということか。それとも、個人情報の開示はできるのだけれども個人番号が付いてい るために開示ができないというようなこともあり得るのか。そこがよく分からない。個人情 報開示で個人の情報も入れろというときに個人番号が付いているからどうこう、個人番号 を外してやるのだとか、そういった個人番号が付いているために、付けたために情報開示に かかわってくるのか。そういうこともあり得るのか。どうなのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 個人情報は、1つの例として住所、氏名、生年月日ですね。これだけを開示してくれといっても、個人情報保護ですから基本的にはやりません。もともとこれはできません。これに12桁が付いたものは、それ以上にと言いますか、きっちりと保護の対象として扱いますよという今回の改正です。ほったらかしにすると、この12桁は個人情報ではありませんとなってしまう。これもちゃんと個人情報の中に入れて、なおかつ特定できる個人情報、どんな情報でもそうですが12桁とセットになったものは特定個人情報と言う用語の定義として扱います。ですから、12桁が付いたからしない、付いていないのはするということではなくて、個人情報は基本的には公開しません。よっぽど何かがない限り公開しません。法律とか裁判、これも法律、条令で定められておりますが、それ以外の場合には公開しないということです。その中に特定個人情報も入れますという今回の条項追加による改正

です。大きな趣旨はそこでございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ということは、今度12桁ができたために、これが個人情報にくっ付いてくると、個人番号を保護するがための条例改正だということなのですか。これからはこの個人番号がくっ付いてくるので、個人番号を保護するためにできた条例改正ということ。個人情報は開示しませんよと、でも開示するときもあるわけでしょう。個人情報を開示するときに、この個人番号も私はするのですかということを先ほども聞いたのですが、個人番号を保護するために今度の条例改正を行ったと、だから個人情報を開示するとき、個人番号があるが故に今後は一切できないのか。いや、犯罪とか裁判とかそういうときにはできますよとおっしゃっていますけれども、そのときには個人番号も含めてできるということなのかな。個人番号が付いたために、その番号だけを保護するのか。それが付いたためにいろんな面倒くさいことが起きるのですか。要するに情報開示を求めるとき、今までできたことが個人番号が付いたためにできなくなるということがあり得るのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 第10条の2の規定にある場合には、その限りではない。要するに 提供する場合がありますということです。災害とか緊急事態のときです。生命、身体、財産の 保護のために緊急を要する必要がある場合でございます。これも個人情報の保護と同様で すね。必ず常に、一緒にということではないです。必要がある場合に特定個人情報として扱 ったり、それ以外に12桁が付かないケースもあると思います。ただ、この12桁が付いた個人 情報を特定個人情報と定義すると、そしてこれも情報保護の範囲に入れる、ただし、10条の 2で例外規定を認めるということです。これはそのなかでもあるように、そういった例外的 規定とは、条例やマイナンバー法でも規定されていますのでそのルールに則った範囲で提 供することができる。例外規定がこの10条の2の2項となっています。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 私もよく分かり難いのですが、【改正の要旨】3番目に「任意代理人の追加」とあります。その任意代理人の追加とは、特定、それから保有特定にだけに限ってで、 従来の個人情報は任意の代理には追加しないという意味になりますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 新旧対照表13条の改正、下線部分をご覧いただければ分かると思うのですが、保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者もしくは成年被後見人の法的代理人又は本人の委任による代理人ということです。おっしゃるとおり、個人情報はこれまでどおり法定代理人ですが、保有特定個人情報の開示については委任による代理人も可能とするということです。開示しやすくということです。例えば自分の情報を誰が使ったのですかといった開示を、法定の代理人よりハードルを下げるという表現であっているかどうかありますが、それを委任による代理人も可能とする今度の改正となっています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第63号 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、 総務民生常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例 南風原町個人番号の利用等に関する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、庁内での個人番号の独自利用及び庁内のシステム連携について条例を制定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例について 概要説明いたします。これにつきましても、お手元にお配りしました議案第64号の資料をもってご説明いたします。この条例は、新たな制定であります。この概要の中にも趣旨を書いておりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により平成28年1月から個人番号の利用が開始されることになります。平成29年7月には個人番号により国や地方公共団体等での情報連携が可能となります。各種申請時の添付書類の省略など利便性の向上や行政の効率化、利用者の負担と給付の適正化により公平・公正な社会の実現を目的として行われます。この番号法の規定によって、町の独自利

用については、条例に定めることで個人番号を利用することができるようになります。その ために個人番号の利用により各種申請時の添付書類の省略といった町民の利便性と事務効 率の向上を図るため、以下の事務についての利用を条例で定めるということでございます。 まずこのマイナンバーは、税と社会保障と災害等非常時に関しては条例を定めなくても使 えます、これには付けてくださいとありますが、それ以外についてはきちんと条例で定めて 住民の皆様にお示しして、これについて事務の効率化、住民の皆さんの負担軽減になる仕組 みについては条例で定めて利用させてもらうということの条例制定であります。議案にあ る条例のなかで、第1表、第2表、第3表とございます。まず第1表が、町が独自利用として 個人番号を利用する事務の定めです。1. 町長 南風原町こども医療費助成条例に関する 事務、ということで1番から13番の事務。11番から13番までは教育委員会ですが、そういっ たほぼ給付関係で利用させてくださいということです。第2表、住民情報システムがござい ます。これまでも例えば医療費助成でしたらどうしても国保の情報とか基本的な住民情報 ですね。どこの誰さんと特定できるものです。どこの誰さんがこういった医療助成を受けて いると見れば、すでに特定個人情報としてなっていると。この医療助成の担当は、所得階層 別などもあるかも知れないのでそういったものをこれまでどおり利用できるようにするた めの条例の制定です。表2は、執行機関・町長があって、次に事務とございます。この事務が 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって規則で定めるものとうたわれています。今回お配りした資料に その施行規則を付けております。1番から19番までありまして、それがどういった事務か、 また表2の右端には特定個人情報としてこういった情報を利用しますと定めています。こ れが、特定個人情報が連携される事務、庁内連携というものです。そして第3表は、町長部局 と教育委員会が連携を行うための事務。他部局との連携ということで、要保護・準要保護等 それから幼稚園保育料条例による賦課徴収関係の事務、そのときにこういった特定個人情 報を利用しますということを定める条例の制定となります。概要説明にもございましたが、 これまでと同様の事務の流れを可能にするための条例制定です。特定個人情報になってか らは、条例できちんと定めておく必要があるというための制定です。今後新たなこうった利 活用の事務が発生した場合に条例を改正して順次追加していくことになると考えています。 以上が議案第64号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員

○10番 大城 毅君 確認しますけれども、いわゆるマイナンバーが入ってきたがために、 列挙していましたような事務を行うにはこの条例が必要だということなのか。それとも、これまではマイナンバーがないなかこれらの事務は行われているわけですが、マイナンバーが出てきたがために、新たにこの条例を作らなければこの事務はできないわけではないと 思うのですね。庁内連携が行われてこの事務は行われている。それをマイナンバーが出てき たがために、わざわざこのような条例を作らなければならない、今の説明はそういうことになっているのです。マイナンバーはあってもなくてもこの事務は現に行われている。来年1月から請求があれば個人カードを渡すことになっていて、このマイナンバー法は税と社会保障と災害と限定されている、これにはまらないのがこれらの事務なのだという説明なのか。マイナンバーがなくてもできているわけだから、あったらますます便利になることはあるかも知れない。個人カードを利用すればもっとスムーズにこれができるということもあるかも知れないけれども、そのあたりがよく分からないですね。説明をしてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 ご質問のとおり、マイナンバー法という法律で定められた事務 以外で利用するときは、実際には通知がきていたのですが、庁内の連携ネットワーク間でやるときもこれを定める必要がありますということになっています。いわゆる庁内で税務の情報を見なければ、例えば医療費助成などの事務で、新たにあの情報を取ってきてくださいとかそういったことになるわけですね。マイナンバーが付いて、法律以外の事務をするときは定めてくださいというルールになっています。おっしゃるとおり、これまではそういったことはございませんでした。個人情報では守秘義務、漏えいしてはいけないと公務員はすべて課されていますので当然大前提です。マイナンバー法ができて12桁の付いた個人情報を扱うにはこの条例を定める必要があることになっています。これはシステム上、個人が特定できるものに番号が付されておりますので、業務としてはこれを今まで同様続けるにはこういった条例、ルールを定めておく必要があるというための新たな条例制定です。これは法律で定める必要があるということでの今回の制定となっていることをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 役場が持っている、例えば私には住民税がいくらかけられているかというのは、これまではマイナンバーが割り振られていないわけだから必要ないわけですね。しかし今後は、私に振られた番号が私の情報にくっ付いてくるということが前提になっているというわけですか。Aという個人に関する情報は、役場にいっぱいあるわけでしょうけれども、これらの情報にはすべて個人の番号がくっ付けられていることが前提である理解でよろしいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 例えば税の情報で言いますと、税の情報は特定個人情報の中に

入るわけです。住所も氏名も生年月日も然りです。住民情報というものですね。これは12桁が付いたら特定個人情報になるというわけですね。システムのなかではどうしてもこれが全部つながって可視化する。ただ、必要のない職員、私たち職員は個人の認証番号を持っておりますので、権限が与えられます。誰もが見れるという状況ではございません。必要になった人の認証カードで端末を操作すればこの情報が見えてくるというものです。そのように連携されていますので、そういった事務を行う場合にはこの条例の制定が必要だということです。要するに、町民、住民の皆さんに本町がこういったもので連携して個人情報を扱いますというのをお示ししなさいというように理解しています。そのための条例制定だとご理解いただければと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号 南風原町個人番号の利用等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例について を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例 南風原町個人番号カード利用条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう条例で制定する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例でございます。 これも新たな条例の制定です。概要をお手元にお配りしています。趣旨でございますが、個 人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう本町が設置する自動交 付機で各種証明書の交付を受けるサービスを町民の皆様に提供するために制定します。制 定時の根拠となる法律ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律第18条第1号に、個人番号カードを市町村の機関は地域住民の利便性の 向上に資するものとして条例で定める事務を行うことができるということでございます。 先ほどは特定個人情報を庁内で連携して行う事務の条例制定でした。これはカードそのものを法律で定めている以外の事務で使うということです。住民基本台帳カード利用条例とほぼ同じ仕組みになっておりまして、自動交付機で使えるようにするためのものです。第2条に個人番号カードという定義があって、2号 自動交付機です。3条の多機能端末 コンビニエンスストア等で取れるものがありません。コンビニエンスストアについては、マイナンバーカードには当初から個人が識別できるものがICチップに入っています。この方式でやるものは法律で定められていますので、コンビニについては条例で定める必要はなく個人番号カードはコンビニでは利用できます。ただし、本町の自動交付機については新たに個人番号の磁気テープに認証した方式で個人の皆さんを識別して交付しているシステムです。細かく言えばコンビニでの交付と自動交付機の交付には識別の方法に違いがあるということです。今回、個人番号カードを本町の玄関に設置されている自動交付機で住民基本台帳カードと同様に利用するためにこの条例の制定となっております。以上が、議案第65号の概要説明です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第65号 南風原町個人番号カード利用条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例 等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求め ます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、交付される個人番号カードで印鑑登録証明書が取得できるよう条例改正を行う必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例でございます。第66号資料として概要説明をお配りしております。まず改正の趣旨でございますが、これもマイナンバー法施行に伴い、平成28年1月から現在交付している住民基本台帳カードに加え個人番号カードについても同様な利用を行えるよう条例の改正です。印鑑登録証明書が発行できるようにするための条例改正です。これも先ほどの条例制定と同じような趣旨でございまして、まず7条の改正につきましては、現在は希望する方に対して住民基本台帳カードを印鑑登録証とみなす規定を、個人番号カードも同様に印鑑登録証とみなすことができるようにするための改正です。これまでの住民基本台帳カードに個人番号カードを追加するということです。

それから、自動交付機に関する規定。これは第10条の関係ですが、これも自動交付機によって印鑑登録証明書が発行できるように個人番号カードを追加する改正です。これも先ほどご説明させていただいたことと同じようなイメージでご理解いただければと思います。

2本立てでございまして、附則第3項ですが、印鑑登録証の交付を受けているものが住民 基本台帳カード又は個人番号カードに印鑑登録証を付加した場合は、これまでお持ちだっ た印鑑登録証は返してくださいと附則でうたっております。その他につきましては、字句、 文言の修正で、年明けから交付される個人番号カードについてもこれまでの住民基本台帳 カード同様に自動交付機でも印鑑登録証明書が発行できるようにするための条例改正となっております。以上が、議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を 改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 今、通知カードが皆さんのお手元に届いています。これを申請して1月から交付を受けますよね。その時に、このカードを印鑑登録するとか、また本町の自動交付機を使うときには、そこでやり取りするのですか。印鑑登録証の機能を加えたいとかここはこのように使えるようにしたいとかなったとき、本町でその磁気テープの入れ込み作業があるのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えします。今お手元には通知カードが届いているかと思いますが、これの下部には個人番号カード申請書があると思います。これらの申請をなさると 役場に届きます。これで窓口にいらしていただいて、カードには写真が張り付けられていますので、別の身分証明書で本人かどうか確認して、おっしゃるとおりこれに印鑑登録を付加しますかと、自動交付機で取れるようにしますかというのをお聞きして、希望であればそう

いった機能を持たせる。希望なさらないときは、個人番号カードと印鑑登録証を持ってこれまでどおりの使い方をします。ただし、今の条例改正でいった機能が使えないということです。両方できるというのではなくて、どちらかを選択することになります。この条例改正に則った利用をするのであれば、機能を個人番号カードに付加して、これまでの印鑑登録証はお返しいただくという流れになります。以上です。

- ○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。
- ○7番 浦崎みゆきさん その際には、住民はそこで待ってすぐ交付ができるのですか。それもまた改めて役場に行くことになるのですか。
- ○議長 宮城清政君 住民環境課長。
- ○住民環境課長 与那嶺秀勝君 ただいまの質問にお答えします。これまで印鑑登録をするのと同様、15分程度で可能ということです。
- ○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。
- ○11番 宮城寛諄議員 今は印鑑証明をこの個人番号カードにのせてこのカードで取れるようにするとのことなのですが、その個人番号カードで住民票など取れると先ほどの条例のところでありましたよね。自動交付機で取れるようにしますでしょう。つまり住民票などはカードに機能をのせるなどしなくても取れて、特に印鑑登録証明書だけ、個人の希望がなければできないということなのでしょう。
- ○議長 宮城清政君 総務部長。
- ○総務部長 新垣吉紀君 個人番号カードで自動交付機を使う場合は、I C、個人認証、公的認証というのがマイナンバーには付けられるのですけれども、本庁に設置している自動交付機は磁気での個人の認証になりますので本町の住民環境課においてそういった処理が必要だということです。法律では I Cに最初から付加されている個人の認証によっての通信で、先の端末でやるには法的に定められている。本庁の自動交付機は、磁気テープの部分に個人の認証が付加されますので、それはこの条例によって定めておく必要があるということになります。
- ○議長 宮城清政君 休憩します。 休憩(午前11時33分)

再開(午前11時35分)

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第66号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第67号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第67号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の 一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第67号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布されたことに伴い、納付書及び申告書等への個人番号等の記載方法に変更が生じたことから、条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第67号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。これもお手元に概要説明をお配りしました。議案書にあります新旧対照表もご覧いただきながらご説明いたします。まず改正理由ですが、副町長からもあったように地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。これはまだ未施行でございまして、その第2条第3号納付書、第4号納入書、これに個人番号と法人番号を記載しなさいということでした。しかし、改正後は納付書には個人番号及び法人番号の記載はしないでもいいことになっています。次に、申請書等があります。例えば町民税の申告、これは36条の2です。続きまして63条の2は固定資産税で89条は軽自動車の減免とそれぞれあるのですが、そのなかで法人番号の次に同法第15条に規定する法人番号、いわゆるマイナンバー法でいう法人番号ですよということを確定させる条文の追加です。法人番号というものが別にもあるということです。ここで言う法人番号は、マイナンバー法で言う法人番号だと確定させるための条項の整備だとご理解いただきたいと思います。以上が、議案第67号南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第67号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第68号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第68号 南風原町税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第68号 南風原町税条例の一部を改正する条例 南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方分権を推進する観点から徴収猶予制度等について条例で定めることとされたことから、条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第68号 南風原町税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、資料をお配りいたしました。この概要で説明いたします。まず、平成26年度の税制改正で納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われております。それに伴って、地方税においても平成27年度税制改正で市町村においても各地域の実情に応じて条例で定めることとされているための条例改正です。

まず徴収猶予というものは、これまでもございますが特に課税して納付書を送ります、がしかしこの方が何らかの理由、例えば事故とか病気になったとか、会社が倒産したとか、いろんな税があって1期で終わるものもありますが4期であればおおむね1年度、単年度で税は納めていただいておりますがこういった理由でもう1年、要するに2年間で納めさせてくださいというのがこの徴収猶予ということです。これについて地方税法に則って行っていたのですが、これもきちんと市町村で定めてくださいということによる今回の条例改正です。町勢猶予には先ほども触れたのですが、納税者の生活を一にする親族が病気に罹り又は負傷したとき、事業を廃止又は休止した、事業について著しい損失を受けたときなど客観的な理由があるときにこういった徴収免除が認められる場合がありますということです。そして換価の猶予というものがあります。例えばどうしても納められずに差押え等が行われたと、しかしこの納税について誠実な意思を有する方が町税を一時納付することにより

事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、 1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価、つまり差押えた仮に不動産等であれば 売買して税に充てるということを猶予する制度です。主な改正内容ですが、まず8条につい て徴収猶予に係る分割納付・納入の方法。徴収猶予又は徴収の猶予期間の延長をする場合 には、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入さ せることができるという具体的な条項の整備です。今回のものはすべて、新たな条項の整備 ですので、新旧対照表をご覧なっていただければお分かりかと思いますが、全部新たな条項 の挿入になります。9条の関係は、徴収の猶予又は徴収猶予期間の延長の申請をする方の書 類の種類などを定めております。そして、猶予を受けようとする金額が50万円以上、猶予期 間が6カ月以上の場合は、担保を提供する必要があることの条項です。10条につきましては 職権による換価の猶予の手続き。これも職権によって換価の猶予、いわゆる納税者の実情を 見て、申請ではなくて職権で猶予することができるというものの新たな条項です。以上のも のはこれまでも上位法にあったのですが、次の11条につきましては申請による換価の猶予 の申請手続きとなり、申請によってこういう理由なので差押えられたものの換価は猶予し てくださいという手続きについて定めております。最後の12条が、徴収の猶予、職権による 換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がないもの 50万円未満、6カ月未満の猶予については担保を提供する必要はありませんということに なっております。その他18条、56条関係は、それぞれ語句等の修正となっております。

最初に申し上げた改正の理由が納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税を確保する観点での改正となっております。以上が、議案第68条 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第68条 南風原町税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足して、今回お配りしている資料と新旧対照表でご説明いたします。今回の主な改正は2点でございます。1点目が新たに創設されました地域限定保育士を資格要件として条例に追加するということと、2点目が事業所内保育事業における面積基準の改正でございます。

まず資料でご説明いたしますが、まず1点目が平成27年の通常国会で成立しました国家 戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、資格取得後3年間 は試験を実施した当該自治体のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働 くことができるという地域限定保育士、正式名は国家戦略特別区域限定保育士ですが、その 保育士となるための試験制度が新たに創設されたことによる改正です。8月に全国で行わ れた試験に加えて、2回目の試験として行われるものです。この2回目の試験を実施するの が沖縄県、神奈川県、大阪府、千葉県で、千葉県は成田市のみということでありますが、この 4県において2回実施されるものであります。保育士不足解消に向けて、都道府県において 保育士試験を年2回実施することが目的でありまして、8月で全国に行われた試験に加え 10月に行われ、発表が年明けての1月に予定されております。その地域限定保育士試験の合 格発表前に条例に定める職員の資格要件を改正するための提案でございます。

それから2点目は、面積基準についてでございます。事業所内保育所において面積基準については厚生労働省令の基準で乳児室の面積が1.65平方メートル以上となっておりますがしかし、沖縄県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では3.3平方メートルとなっていることと、それから隣市町村でも3.3平方メートルを基準としていることから、本町においても改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第23条第2項中「終了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域限定保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第6項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第8項において準用する法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。)を含む。以下同じ。)」を加える第43条第2項中「1.65平方メートル」を「3.3平方メートル」に改めるものでございます。以上が、議案第69号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 花城清文議員

○8番 花城清文君 では、質問します。まず資格要件、面積要件で、国の基準で法定面積は 1.65平米で、県の規定が3.3平米。新支援法では待機児童を解消するための大きな目的があります。特に南風原においては、皆さんの資料では130名ですか、待機児童がいます。面積要件が3.3平米よりは1.65平米のほうが保育所を整備するのに負担がそれだけ軽く済むわけです。経営者もそれだけの面積だったらやってみようかなというのがたぶん出てくるでしょう。先に言ったように新支援法と同時に南風原町の待機児童解消においては、面積要件を逆に国の基準でやることはできなかったのかと思うのですがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。確かに議員おっしゃいますように、面積要件が 1.65平方メートルであれば参入と言いますから新たな開設も3.3平方よりはやりやすくな る部分はあると思います。今回の改正の部分は、家庭的保育事業のなかの事業所内保育所に ついてでございます。事業所内保育所事業においては、乳児室又は保育室を設けることを規定しています。国の基準では乳児室の場合は1.65平方メートル、保育室の場合は3.3平方メートルでございます。しかしながら、当然子どもはそれぞれ違いますので、ほふくを開始するのも個人差がございます。現状においては、1歳児ではほとんどがすでにほふくをしている、0歳児においても1歳になる前にほふくをしている子が相当数になる部分もございます。そういったことから、やはり子どもの安全を最優先に考えますと、乳児室にするか保育室にするかではありますが保育室の基準として最初からその広さで設けていただきたい。そういう意味で県の基準も3.3平方メートルでございます。ほとんどが3.3平方メートルとなっております。確かに都心部、地価がものすごく高い地域においては、やはり施設の確保の面において1.65平方メートルのままにしている所もございますが、本町においては子どもの安全を最優先に考えて今回の改正を提案しているものでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 あなたの説明も理解できます。けれども、南風原町の場合は先に言ったように130名も待機児童がいます。その待機児童を解消するためには、施設が増えなければ駄目でしょう。いかに施設を増やすか。やりやすくするか。それでかなり変わってくるでしょう。そういった面でいったら、やはり幼児の安全面も確かに必要であるが、それと同時に親御さんからすれば保育所に預けたい。そういうことが強いのではないでしょうか。そういった面からすると、法定面積で認められているのであれば、その面積のほうが待機児童解

消にはよりつながると思うが、そういうのはどうでしょうか。あとは委員会でこの条例の改正が審議をされるので、南風原町民にとって何が一番良いのか。母親に対して何が必要なのか。どういった方法をとったほうがいいのか。面積を増やして事業所内保育所が待機児童の解消につながるのか。面積を逆に1.65平方メートルにすれば待機児童解消にはよりつながるのではないかと思いますので委員会で十分審議をしてください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第69号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午前11時59分)

再開(午後0時59分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第12. 議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、中小企業・小規模企業の振興を本町の重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する必要があるため提案いたします。その内容等については担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要を説明いたします。本条例制定の目的といたしまして、地域経済を担います中小企業・小規模企業の振興を図り、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与する目的で制定するものでございます。本条例は、本町の地域経済を中小企業・小規模企業の振興や地域内から新たに生み出される産業振興で活性化をさせるため、目的、基本方針、基本的施策、町の責務、中小企業・小規模企業者の役割、町民の理解や協力等を盛り込んだ理念型の条例となっております。中小企業・小規模企業振興の理念や南風原町が今後取り組む振興施策等の方向性を示す基本条例でございます。この条例に関しましてお手元に配布されています資料

2ページに一覧となっておりますので、こちらを見ていただきながら説明をさせていただきます。本条例に関しましては、4つの構成となっていまして、まず第1、これは前文となっています。町の変遷や制定理由などを述べております。第2としまして、これは1条から第4条までで、目的と基本施策が制定されております。第1条に目的、第2条が定義、第3条で基本方針、第4条で基本施策等を定めております。

続きまして第3としまして、責務と役割。第5条から第11条。今回の条例で特筆すべきところは、第5条の町の責務ということで、基本施策等の実施、策定及び財政に関して適切な措置を講ずる、町内企業者の受注機会の確保ということで明確に町の責務を明確にうたっていることです。6条から9条までにつきましては、企業等の役割を述べております。第10条では、学校の役割といたしまして中小企業・小規模企業者への理解の促進となっております。11条で町民の理解と協力としています。

第4としましては、審議会の設置などということで、第12条から第13条。第12条で審議会、第13条で意見の反映等となされております。本条例の制定にあたりまして、今現在あります南風原町商工業振興条例は、それに代わるものとして廃止となっております。従前の商工向上振興条例は、今回の条例にしますとアバウトな条例になっておりますけれども、今回につきましては詳細まで含めた条例の制定となっております。簡単ではございますが、以上で議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第70号 南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本 計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求め ます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定 委員会設置条例 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例を別 紙のとおり提出します。提案理由としまして、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計 画に関する事項について調査・審議するために本条例を制定する必要があるため提案をい たします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例の概要についてご説明いたします。南風原町観光発信施設整備につきましては、津嘉山北区画整理区域内に現在進めております施設の基本構想・基本計画につきまして、ただいま一括交付金を活用しまして委託を進めております。それに伴いまして作業部会も立ち上げております。こちらのなかで行いました基本構想・基本計画につきまして外部委員を招聘しまして、町からその案を諮問いたし調査・審議をしていただくための委員設置に伴う条例制定となっております。条例の内容につきましては、従前からあります他の委員会設置条例と特に異なるところはございませんので、詳細内容については割愛させていただきます。以上が、議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第71号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会、南風原町中小企業・小規模企業振興審議会の設置をすることから、委員の報酬及び費用弁償を設定する必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。先ほどの議案第70号並びに71号における審議会委員及び策定員会の報酬及び費用弁償を策定するためでございます。新旧対照表でご説明をいたします。右側が改正前となっておりまして、改正後につきましては、南風原町観光振興計画策定委員会委員の次に南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会委員、その次に南風原町中小企業・小規模企業振興審議会委員を加えるものでございます。報酬の額、旅費の額等につきましては、上記金額と同一でございます。以上で、議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第73号 平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業の売買契約 について

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第73号 平成27年度南風原町小中学校タブレットP C購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第73号 平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業の売買契約について 平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額926万8,400円。4. 契約の相手方 住所 うるま市字須崎7番地7。株式会社コンピュータ沖縄。代表取締役 名護宏雄。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第73号の概要についてご説明いたします。2ページは、入札結果の報告書でございます。平成27年11月30日に入札を行いました。その結果、8番目にあります株式会社コンピュータ沖縄が865万円で落札でございます。3ページから事業の概要でございます。事業名が平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業。納入場所は、南風原町立小学校4校、中学校2校。納入期限が平成28年3月10日。現場説明を11月18日に、入札が11月30日に行いました。購入内容としましては、タブレットPC一式で92台分でございます。機器明細は、iPad Air2 WiーFiモデル64GB、MGKL2J/Aでございます。その数量が92台で、南風原小学校29台、津嘉山小学校23台、北丘小学校16台、小名小学校4台、南風原中学校13台、南星中学校7台で、特別支援教室に配置でございます。附属品については、記載されているとおりでございます。ご確認ください。5ページは、図で示しているように、マーカーで囲っています裏表です。それから、その後ろにありますのは、それにキーボードを付けて使用する場合はこういうかたちになります。以上、議案第73号のPC購入売買契約の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。暫時休憩します。 休憩(午後1時16分)

再開(午後1時17分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会の付託を省略したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第73号については、委員会の付託を 省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案 第73号 平成27年度南風原町小中学校タブレットPC購入事業の売買契約についてを採決 します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第74号 共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第74号 共同調理場給食配送車購入事業の売買契約 についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第74号 共同調理場給食配送車購入事業の売買契約について 共同調理場給食配送車購入事業について下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を 求める。記 1.契約の目的 共同調理場給食配送車購入事業。2.契約の方法 指名競争 入札による契約。3.契約金額537万8,400円。4.契約の相手方 住所 豊見城市字豊崎3 番地68。商号 沖縄日野自動車株式会社 代表取締役社長福里浩介。その内容等については 担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第74号の内容について説明いたします。議案書1ページ、入 札結果報告書を付けてございます。11月16日に入札を行いました。その結果、7カ所の応札 がございまして、4番目の沖縄日野自動車株式会社が498万円で落札でございます。次に、事 業の概要について説明いたします。事業名 共同調理場給食配送車購入事業。納入場所が南 風原町立学校給食共同調理場。納入期限が平成28年3月27日。現場説明を11月10日に行い、 入札が11月16日に行っております。備品内容 給食配送車1台でございます。仕様といたし まして、1. 日本製。2. 総排気量3,000 C C 同等。3. 最大積載量3,000キログラム、給食用 運搬車架装。4. 150馬力以上、ディーゼルエンジン、24ボルト専用、マニュアルトランスミ ッション、白色でございます。後ろがその機種の図を付けてございます。ご確認をお願いし ます。資材を入れるためのボックスには塗装を施した給食配送車になります。以上、議案第 74号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第74号については、委員会の付託を 省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案 第74号 共同調理場給食配送車購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第7号)

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第7号) 平成27年度南風原町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。(歳入歳 出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,926万2,000円を追 加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,786万1,000円とする。2項 歳入歳 出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算 (第7号) について、概要説明をいたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について 説明します。今回の補正は、民生費や教育費における実績見込みによる増減、事業費確定に よる増減等、補正の必要が生じましたので歳入歳出をそれぞれ2億8,926万2,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は146億5,786万1,000円となります。補正増額2億8,926万2,000円の内容につきましては、7ページの事項別明細から説明します。

4ページをお願いします。第2表 地方債補正について説明します。土木債の都市計画整備事業債は、限度額3億6,860万円から410万円を減額し、変更後の限度額は3億6,450万円になります。これは、津嘉山2号公園整備事業債及びウガンヌ前公園整備事業債の事業費変更によるものです。補正後の地方債限度額は11億8,270万円になります。

続きまして、歳入を説明します。7ページをお願いします。11款1項1目. 民生費負担金433万9,000円の増は、当初見込みより入所人数等が増えたことによる町立保育所及び法人保育園の保育料及び主食費665万円の増、各事業所で徴収を行うことによる地域型保育事業保育料231万1,000円の減による計上です。

8ページ。13款1項1目. 民生費国庫負担金1億1,477万8,000円の増は、当初見込みより入所人数等が増えたことによる保育所運営費国庫負担金6,841万9,000円、地域型保育事業運営費国庫負担金598万円の増、実績見込みによる障害者自立支援医療費負担金880万5,000円、介護訓練等給付費負担金(障がい者分)3,157万4,000円の増によるものです。

続きまして9ページ。13感2項1目. 民生費国庫補助金167万9,000円の増は、学童クラブにおける障がい児加算の追加申請や新設クラブへの開設日数加算及び備品購入補助による

学童クラブ補助金及び学童クラブ環境改善事業補助金の増について新制度の子ども・子育て支援交付金での計上です。4目. 教育費国庫補助金48万4,000円の増は、幼稚園就園奨励補助金の実績見込みによる計上です。6目. 総務費国庫補助金39万8,000円の増は、選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修への補助金の計上で、補助率は2分の1となっています。

続きまして10ページ。14款1項1目. 民生費県負担金5,739万1,000円の増は、8ページで 説明した民生費国庫負担金の対象事業に係る県負担分の計上となっております。

11ページ。14款 2 項 2 目. 民生費県補助金312万6,000円の増は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児への補聴器購入費等を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金 5 万2,000円の増、放課後児童健全育成事業費等補助金が新制度へ移行となったことにより133万3,000円の減、学童クラブの施設改修等への補助事業で3 施設において事業費が増えたことによる放課後児童クラブ支援事業補助金272万8,000円の増、9ページで説明した学童クラブに対する補助金の子ども・子育て支援交付金の県分167万9,000円の増によるものです。5 目. 土木費県補助金450万円の減は、津嘉山北 2 号公園整備事業180万2,000円の減、ウガンヌ前公園整備事業269万8,000円の減による計上で、いずれも交付決定額の変更によるものです。

12ページ。16款1項12目. ふるさと寄付金40万円の増は、お二人から寄附金があったことによるもので、同額を歳出の17ページふるさと応援基金積立金で計上しています。

13ページ。17款1項1目. 財政調整基金繰入金1億1,055万9,000円の増は、7号補正歳入 歳出の調整により、基金からの取崩しを行うことによる計上です。なお、補正後の同基金残 高は、14億3,566万円となります。

続きまして14ページ。17款2項1目. 特別会計繰入金185万9,000円の増は、下水道事業特別会計からの操出金を一般会計に繰り戻すことによるもので、下水道事業特別会計で説明します。

15ページ。19款5項3目. 学校給食収入235万2,000円の増は、転入による児童生徒の増や教育実習生等受入れによるものです。7目. 雑入49万7,000円の増は、包括的支援事業受託金263万円の減、介護予防受託金28万9,000円の減、介護予防支援費123万9,000円の増が沖縄県介護保険広域連合からの決定額通知によるもの、介護保険清算還付金65万3,000円の増、後期高齢者医療広域連合負担金清算金140万9,000円の増が平成26年度負担金清算によるもの、後期高齢者医療長寿・健康増進事業補助金11万5,000円の増が沖縄県後期高齢者医療広域連合からの交付決定通知による計上です。

16ページ。20款1項5目. 土木債410万円の減は歳入の11ページでご説明したとおり事業費の減によるものです。

引き続き、歳出について説明します。17ページ。2款1項1目.一般管理費92万円の増は、 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条及び同法施行令第2条により、障がい者1名を 採用することによる障がい者雇用事務嘱託員42万円の増、職員の病休代替賃金1名分の臨時 職員賃金50万円の増による計上です。3目.財産管理費808万円の増は、役場庁舎の直流電源装置用電池取替及びエレベータロープ等部品取替による修繕料738万円の増、旧社会福祉センターの高圧引込設備取替を行うための高圧引込整備工事70万円の増によるものです。6目.目的基金費40万円の増は、ふるさと応援基金積立金で、歳入の12ページでご説明したとおりです。11目. 諸費86万2,000円の増は、放送施設設置補助金で、各字・自治会の放送施設の設置及び修繕に対する補助金の計上です。

18ページ。2款2項1目. 税務総務費19万8,000円の増は、軽自動車税申告調査委託料で、 平成28年度より導入される軽自動車税の経年重課及び軽課特例に伴い税率判定に必要な検 査情報データを全国軽自動車協会連合会より取得するための計上です。

19ページ。2款4項1目. 選挙管理委員会費79万8,000円の増は、歳入の9ページで説明したとおりです。

20ページ。3款1項2目. 老人福祉費285万円の増は、年度初めに介護予防支援システムの 改修が必要になり介護予防支援事業プラン作成委託料から流用し対応したことによる補て ん及びケアプラン作成委託料の改定や件数増による計上です。3目. 心身障害者福祉費 8,091万8,000円の増は、障害者自立支援医療費1,761万8,000円及び障害者自立支援給付費 6,314万9,000円の増が実績見込みによる計上。軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金15 万9,000円増は、歳入の11ページで説明したとおりです。

21ページ。3款2項2目.保育所運営事業1,500万9,000円の増は、歳入の8ページで説明した運営費及び3歳以上児主食費1億4,136万9,000円の増、事業所内保育運営費769万7,000円の増、平成26年度の南風原町認可保育所(園)入所のしおりに在宅障がい児世帯は申請により保育料が軽減される制度の説明が十分でなかったことにより対象でありながら申請していなかった21世帯に対する保育料過誤納付還付金94万3,000円の計上によるものです。3目.児童厚生施設費591万7,000円の増は、歳入の9ページと11ページで説明した事業の対象経費で、学童クラブ補助金203万7,000円の増、学童クラブ環境改善事業補助金100万円の増、学童クラブ支援事業補助金288万円の増による計上です。

続きまして22ページをお願いします。4款1項1目.保健衛生総務費962万3,000円の増は、こども医療費助成金で実績見込みによる計上です。

23ページ。4款2項1目. 塵芥、し尿処理費484万1,000円の減、東部清掃施設組合負担金48万6,000円の減は平成26年度繰越金の確定等によるもの、那覇市・南風原町環境施設組合負担金435万5,000円の減は、平成26年度組合負担金の清算及び最終処分場起債償還に係る普通交付税措置分の那覇市との相殺等による計上です。

24ページ。7款1項2目. 観光費23万6,000円の増は、観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員報酬19万6,000円及び同委員への費用弁償4万円、10名4回分の計上です。

25ページ。8 款 2 項 1 目. 道路維持費100万円の増は、人夫費で、すぐやる班の実施する町 内道路等維持補修の実績見込みによる計上です。

26ページ。8款4項1目.都市計画費3万4,000円の増は、土地区画整理事業特別会計へ

の操出金で、土地区画整理事業特別会計で説明いたします。2目.公園費900万円の減は、事業費配分額の変更によりウガンヌ前公園整備工事539万7,000円の減、用地買収予定面積の減に伴う津嘉山2号公園整備事業公共施設管理者負担金360万3,000円の減による計上です。3目.街路整備事業費1,221万6,000円の増は、宮平学校線街路事業建物等の移転補償費に伴う補助金返還金で、平成24年及び平成25年度の宮平学校線街路整備事業で実施した物件移転補償費のうち1,527万円について、会計実地検査において補助事業対象外との指摘を受け、その80パーセントの額を国に返還することによる計上です。

27ページ。10款1項2目.事務局費258万4,000円の増は、幼稚園4歳児保育開始に伴い臨時職員子ども・子育て支援補助員とするための報酬42万円の増、それに伴う臨時職員賃金37万2,000円の減、教育委員会全体として嘱託職員及び臨時職員の増に伴う雇用保険料27万9,000円、社会保険料261万9,000円、労働者災害補償保険料10万5,000円の増、小学校校務支援システムの構築に時間を要し、使用期間減による小学校校務支援システムサーバー使用料46万7,000円の減による計上です。

28ページ。10款2項1目. 学校管理費191万4,000円の増は、南風原小学校体育館雨漏り補修費及び南風原小学校と翔南小学校の消防施設点検の結果に伴う修繕料59万円の増、今年度は保守料が発生しないことによる小学校校務支援システム保守委託料43万2,000円の減、南風原小学校において次年度クラス増が見込まれることによる南風原小学校児童用ロッカー製作設置委託料99万7,000円及び南風原小学校手洗設置工事75万9,000円の増による計上です。

29ページ。10款 3 項 1 目. 学校管理費12万7,000円の増は、南風原中学校の雨水槽修繕とエレベータバッテリー取替修繕、南星中学校防球ネット補修を行うことによる修繕料38万7,000円の増、小学校と同様に今年度は保守料が発生しないことによる中学校校務支援システム保守委託料26万円の減による計上です。2 目. 教育振興費132万円の増は、教科書改訂に伴う教師用教科書の数量及び単価増に伴う消耗品6万6,000円、教科書改訂に伴う備品購入費125万4,000円の増による計上です。

30ページ。10款4項1目. 幼稚園費846万2,000円の増は、4歳児保育開始に伴い決定通知 や保育料納付書を発送するための通信運搬費7万8,000円の増、4歳児保育開始に伴い各幼 稚園で必要な備品を整備するための幼稚園備品購入費423万1,000円の増、私立幼稚園就園 奨励補助金210万円及び非課税世帯等園児援助費205万3,000円の増は実績見込みによる計 上です。

31ページ。10款5項2目.公民館費25万円の増は、公民館ホールや視聴覚室の空調修繕等に流用して対応したことによる消耗品費への補てん分の計上です。3目.文化財保護費32万2,000円の増は、陸軍病院壕リーフレット印刷製本費から修繕料へ流用して対応したことによる補てん及び陸軍病院壕ガイドブックを印刷するための計上です。4目.文化センター費16万4,000円の増は、文化センター玄関やトイレ便器修繕等に流用して対応したことによる消耗品費への補てん分の計上です。

32ページ。10款6項1目.保健体育総務費200万円の増は、平成26年8月より黄金森子陸上競技場で芝人事業を導入したことで水道使用料が増加しており、平成27年度当初予算では平成25年度実績で光熱水費の予算を計上しており不足が見込まれることによる計上です。2目.共同調理場運営費32万3,000円の増は、給食費用再発行納付書及び給食容器貼付シールの印刷製本費の計上です。3目.学校給食賄費877万6,000円の増は、歳入調定の増、台風や大雨被害による食材の高騰等による計上です。

33ページ。12款1項1目.元金280万円の増は、26ページで説明した宮平学校線街路整備事業に関連し同事業においては起債を活用しており、補助事業対象外経費分の起債を繰上償還することによる計上です。以上が、議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第7号)の概要です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 花城清文議員

○8番 花城清文君 1点だけ質問します。26ページの2目です。公園費では900万円の減になりました。事業配分の額変更による、ウガンヌ前公園整備事業539万7,000円が減になっていますが、事業配分額の変更とは何なのか、そこをもう少し詳しく説明してくれますか。事業が縮小されたのか何なのか、もう少し詳しく説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ただいまのご質問にお答えいたします。公園費の減額につきましては、内示変更の減ですけれども、公園事業自体、ウガンヌ前で内容等の原因による変更ではなく、沖縄県内で全体的に公園の予算がありまして他の市町村で例えば整備の最終年次における事業費の不足等が出た場合、県全体の配分額の調整を行います。その予算編成に伴いまして、ウガンヌ前の事業がまだ着手して中盤であることから、現在進めている部分を減じたとしても事業そのものの進捗には影響がないということから、県での協議においてその減額に応じたという内容になっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 予算書を見たら分かります。国の交付金が減になる、それから町債の減になった、それは分かります。ではその減になったウガンヌ前公園は事業の最中ですよねこれで国のあるいは町債も減になったのですが、これは後年度でカバーできますか。今度は補助金が減になった、けれどもこの事業は今後も続きますよ。そういった面で、私は国・県の補助金が工事に対する、あるいは事業残余に対する補助率もだいたい決まってくるわけでしょう。後年度に今年減になったものが補助の対象になるのか、そういったこともあるの

か教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。ウガンヌ前公園整備につきましては、次年度の平成28年度で事業完了になります。今回減額になった部分につきましては、当然次年度でカバーされます。今現在、整備計画をしています事業費につきましても最終的にこの変更内容によりもし不足する場合におきましても、今回同様、県内の各公園で調整を行いまして事業最終年次の事業箇所に配分を優先的にできるというシステムとご理解ください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今朝、追加で資料も配られたわけですけれども、予算書26ページ、街 路整備事業費のなかで1,221万6,000円が補助金を返還する計上がありました。資料は配ら れたのですが、ここに説明がありませんでした。全員協議会が開かれて説明はなされたわけ ですけれども、正式な議会で一言も説明がない。先ほどの概要説明のなかでは会計実地検査 において補助事業対象外との指摘を受けたということで国に返還しますという説明は読み 上げられたわけだけれども、それ以外の詳しい説明がありませんでした。今回のこの件は、 確か会計検査院に指摘されたのが全国で何百億円もあったわけだけれども、沖縄県内で7 件、そのうちの1件が南風原町で、確か金額も一番大きくて、新聞でも県内の事例としては 一番大きく取り上げられた事例だったと思います。そのことについて、これだけの説明で議 会に提案されて議決を受けようという姿勢は、とても不十分だとまず指摘しておきたいと 思います。十分な説明をして議会の理解を得ることが必要なのではないかということは指 摘したいと思います。それで、説明はなかったわけですけれども、全員協議会のなかでは国 の言い分は何なのか、町の言い分は何なのかということについて説明を求めたのですが、そ ういった文書はありませんという説明でした。会計検査院から国会に対して報告書が出さ れて、そのなかの一部として南風原町にかかる部分があるという説明はありましたけれど も、表の一部だというような説明だったと私は記憶しております。今日出された資料では、 2ページにわたって南風原町に関して説明がなされております。それでは全員協議会の時 の説明と違うのではないかという印象を受けました。一覧表の一部分だというふうに私は 受け止めていたわけですが、そうではなくて、2ページにわたってたくさんの字数費やして 会計検査院は指摘をしています。これは説明が非常に不十分だったと思っています。そこで 国はなぜ南風原町が補償した、南風原町が当然これは国の事業としてみられて補償がなさ れるということで当時、平成24年度と平成25年度について補償したわけだけれども、国から は指摘をされて、事業完了した後に会計検査院が調査して、その結果、過大だと指摘して返 還を求めてきたわけですよね。それに応える今度の予算になっているわけです。この点で、

国がなぜ不当と認めたのか。国として国庫をこれに充当するということは、不当だと判断したわけですけれども、それを今回南風原町は国にお返しするわけです。普通の感覚でいけば不当に支出をしたという一方には不当な利得を得たということそれらは一対だと思うのです。支出が不当であったということは、それを受け取った側は不当な利得だと、この支出が不当だという見方からすれば、同じ視点に立てばもう一方は不当な利得を得たという判断になると思うのです。そうであれば、その不当な利益を得たところがそれを負担すべきなのだというような理屈が成り立つと思うのだけれども、今回の予算は、支出はそのままで国に返す分は返す、ということは国に一旦負担してもらった分を全部町が肩代わりしましたよと、結果としてそうなるわけですから、なぜそうなるのかそのことについて説明がされていませんので説明を求めます。

そして、なぜこのような国からの指摘が行われるようなことがあったのか。そういう南風原町の仕事、事業、事務と言うのですか、なぜそういうことが起きたのか。そのことについても説明がありません。これについても説明していただきたい。2点について伺います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。以前、全員協議会ではご説明していますけれども、詳細を説明させていただきたいと思います。まず、詳細説明を行う前に、議会議員の皆様並びに町民の皆様に対し、補助事業に伴う国庫補助金の返還が生じましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。今後の事業執行等において同様な事案がないよう体制強化を図ってまいります。

それでは、補正予算の8款4項3目23節の宮平学校線街路事業建物等の移転補償に伴う補助金返還1,221万6,000円につきまして説明をさせていただきます。本件は、平成24年度に執行いたしました借家人物件移転補償について、平成25年11月28日に行われました会計実地検査で移転対象に対しての指摘がございました。指摘内容は、町道3号線沿いに位置する事業所で道を隔てて車検や整備、中古車販売を行っている法人に対し、用地取得とならない箇所に位置する部分については原則移転対象とならないと考えるとのことでございました。しかし、本町としましては、本移転対象物件は道を隔ててはいるものの、同一事業の一貫性のある営業運営がなされており、本事業の収用にて片側の移転となりますと本来行われていた経営の形態ができず、経営効率が低下することが認められることから、今回の指摘箇所についても完全移転とすることが必要として、平成26年3月17日に会計検査院への説明を皮切りに計4回にわたり町の方針の説明と平成27年5月25日、26日に本町で行われました現地調査の折りに説明を行っておりますが、私どもの力不足もあり調査官の意向を変えることができず今回の指摘となりました。このことに関しまして、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。以上が、宮平学校線街路事業物件補償に伴う補助金返還に係るご説明です。

また、議員からご質問のありました事業所への過分な補償ではないか、とすれば相手がそれに応じるべきではないかというご意見ですけれども、それにつきましては会計検査院との協議のなかで議論にはならず、基本的にこういった事例の場合は国庫補助の対象外とすべきということで、必要であれば町の単独予算なりで対応すべきであるというご意見でございました。私どもとしましては、先ほども申し上げたとおりに、一貫した事業所運営がなされず事業効率が低下すると考えての補償とすることから、その部分について過分な補償とは考えておりません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 国は過大だと、今日配られた文書のなかでも指摘していて、それに応えて返還するということだけれども、自分たちとしては過大だとは思っていないという答弁ですよね。だから、町の単費で結果として補償したことになると、それについては国もそれはそれでそうされてもいいのではないかというようなことだったとの説明でした。国庫としては出せないけれども、町は町で出していいのではないですかというのは国の意向だったと確認していいのですね。

それと、いただいた時系列の表のなかで下から2番目、平成27年7月30日、町から県へ実施検査の結果について回答の文書が出されて、この中では工作物補償は過大に補償していたことは県、すなわち会計検査院ご指摘のとおりですということでこれを認めて、そして発生源についてもこれこれこうだということで整理をして、今後の措置として返還するということと、今後はこういったことが起きないようにすると言っています。これは確かに何度も会計検査院に言っても理解してもらえなかった、しかし、会計検査院の指摘は指摘で受け入れざるを得ない、そのためにこういった回答をせざるを得ないけれどもそれを国にお返しして町の単費で補償するという、そうせざるを得ない立場で回答したと受け取られるわけではあるのだけれども、この中では皆さん方はこういったことが起きた原因としては、本町が判断したことではあるのだけれども建物移転補償等について理解が十分ではなかったということを原因として挙げているわけです。挙げざるを得なかったと言うのかな、そうだと思います。それはそれでそういったものかという思いもあるのだけれども、国に対してそのように移転補償について理解が不十分でしたとおっしゃりながら、それでも町の単費なら出せると解釈するというのは、私は非常に矛盾を感じます。この点をどう説明するのか、改めて伺いたいと思います。

それから、私の質問に答えてはじめておそらく準備したであろう文書で、町議会にそして町民に申し訳なかったとおっしゃったわけだけれども、やはり今度のことは先ほども言ったようにマスコミに大きく取り上げられて南風原町のこういった事業に対する町民の信頼を損なったのではないかと思います。その点で先ほど聞かれて答えたのだけれども、私は町長にも大きな責任があると思っています。その点で町長、この事業に対する町への信頼、そ

れについてどう思っておられるのか、町長の考えも聞きたいと思います。お答え願います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。この問題等においては、新聞報道された後、町の臨時 会冒頭で町民に対し議会に対してこういうことが新聞報道されたことに対し本当に申し訳 なかったと謝罪申し上げた経緯もあります。今日またその問題等においては、私も職員の皆 さん方が判断したのには一貫性がある、国と私たちで今でも異なっているのは、道を隔てて いるが事業所として関連性があるものだと、杓子定規であればこれは該当しないと判断で きるのですが、私たちが事業を執行するためにはどうしても相手があります。相手が本当に 支障をきすのであれば、それに対し私たちも考えていく。この事業執行する側と国との見解 に違いがあるのではないかという思いがします。しかしながら、私たちはこの事業を決断す るにおいては県とも調整しながら事業総額予算も計上したわけであります。結果として国 の会計検査院からこういうことが起こったことは、今後どう判断すべきなのか。この事業を 完成させるためには単費でもやるぐらいの姿勢を持たなければいけないのではないか。そ うしなければ町民の利便性を良くするサービスをするためには道路を利用する側として支 障をきさないような事業、虫を食ったような事業はむしろ町民に不利益を与えることにつ ながりますし、こういうことが起こらないよう私たちは完了するためには大事ではないか と思います。そういうことを考えても国が認めなかった経緯を、私たちは今後精査しながら どう対応するか、より工夫、試行錯誤しながら、県との調整でとことん話し合って、町独自で はなく県のゴーサインをいただくようなかたちとしたほうがいいのかと痛感しております。 今後、県からの了解を得てはじめて、県からのゴーサインを踏まえて十二分に努めていかな ければいけないと痛感しております。今後事業を発注するためには、いろんな工夫をしてや ってまいりたい。町民に対して1,200万円の還付について本当に申し訳ないと思いながら、 しかしながら還付はしますがこの事業をしなければ町民に不利益を与えることになります し、町民サービス、町民にとって利便性の高い公共性道路でありますのできれいなかたちで 還元することが大事ではないかと思っております。結果として国とかみ合わない部分につ いては、今後検討、工夫をして事業は進めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。原因と申されましても、この事業を進めるにあたり、私どもとしましては先ほどご説明したとおりに適正な事業執行をしたと考えておりましたけれども、結果的にはそれを会計検査院に納得させることができなかったということでございます。これにつきましては、私どもの用地取得マニュアル等に逸脱したというような内容ではございません。結果的に今回のような事例が起きましたものですか

ら、今後につきまして同様な事例が出る場合には県と綿密に協議、指導をもらいながら事業 執行に努めていくという答弁しかできませんことをご理解お願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 どうも腑に落ちないのです。自分たちのやったことは正しい、自分た ちには何も基準や要綱、マニュアルを逸脱していないのだと、けれども、国は指摘してきた、 それで返す。今後、県にも理解してもらいながら同じようなことが起きないようにする。け れども、補償のあり方は間違っていない、今後も同じだと。それでは同じようなことをした 場合、同じように指摘されるということになるのではないですか。だからこれが腑に落ちな い、納得できない。国の指摘は受け入れて返すけれども、自分たちは正しい。どちらが正しい のか。これでは私は分からない、もっと明らかにさせたほうがいいと思うのです。どちらも 正しいということはおかしいでしょう。というふうにしか今私は思えないのですね。だから 質問にはならないのかも知れないのですけれども、1,200万円国に返す結果として町が負担 をする、それが正しいのか。私も分からないでいる。町長、確かに必要だということで町道3 号線の整備、国道とのすり合わせの所ですよね。町民に利便性を提供すると、交通の円滑な 確保をする、メリットは確かに大きいです。いつも大変混雑する所ですから、早いに越した ことはない。そのメリットは大きい。事業を早めに遂行すると、計画が進行するということ にメリットはたいへん大きいけれども、だからと言って補償のあり方を間違えてはいけな い。適正でない補償をしてはいけない。事業を早めに進めるからそのためには何でも受け容 れるということにはならないはずです。当然のことですよ。このへんで今度の一件は、国か ら指摘をされていて、それは受け入れながらも自分たちは正しいと、2つ正しいというよう なことの一方で、町民は本来国が負担すべきである事業の8割部分について、今回問題とな っている部分について国ではやれない、町民が負担を肩代わりせざるを得ない、させますと 当初の予定とは違っている。 負担を町民に押し付けている。 それでいて両方正しいですよと これは本当に正しいのか。町民に負担を被せているだけではないのか。それで事業ができま したということを言っているだけじゃないのかという気もします。町長、いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。今後、もし同じような事業があれば、事業執行するために国と相当調整をしながら、それでも厳しいということであれば、物件補償などそういう事業をする前に、この部分はかみ合わない、こういうことであれば町民が不利益を被る、町民が不利益を被らないために、事業の一貫性を持たせるために単費を傾注しなければいけない状況等においては、議会とこういう状況だがどうなのかということも一つの検討課題かと思っております。また、この事業執行をするためにどうしても国の予算から外れた差額

について単費でもやるべきなのか、町民にとって本当に利益があるのかどうかも判断しながら、いろんな状況等踏まえて今後は検討しなければいけないのかと思っております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今の26ページの国への返還の件なのですが、1,200万円あまり。そ の件に関しては、大城 毅議員から説明がないよと言われてはじめて説明がなされたので すけれども、全員協において私たちは説明を受けました。町の考え方をいろいろ受けて、そ ういう考え方になるよと、補正予算で出るよという話を受けましたけれども、あれだけ新聞 に報道されたので町として説明責任があるわけですから、十分にやって欲しいとは思いま す。それで今、国が検査したものだと2ページにわたってあるのですけれども、要するに、繰 り返しになりますが間に道路が入っていて、建物はかからないけれどもそこも補償したと いうことでその部分が返還を求められているわけです。その部分も含めて一貫した事業だ ということで町は補償をしたということでしたよね。そのことがいくら説明しても国に分 かってもらえない、だからそのかからなかった建物部分の補償を負担するのだと、それは 1,200万円あまりだとおっしゃっていました。ただ、そのことが補償になるのかどうか、要す るに補償にすべきだということで皆さん方は一括交付金で申請して、それを県でもオッケ ーを出して国に出して、平成24年、平成25年でもらったわけでしょう。けれども、監査が入っ てこれは違うとなったわけですけれども、皆さん方はこれが補償の対象になると計算をし て事業を進めたわけですよね。補償の対象にならないと最初から分かっていたら、果たして この事業をやったのかどうか。先ほど町長は必要なことは単費でもやるべきだとおっしゃ っていましたけれども、補償対象にならないけれどもここで事業を進めるためには単費で もやらなければいけないということになれば議会への説明も自ずと違ってきていたと思う のです。例えば物件補償いくら、8割の補助がある、単費だったらそれだけかかりますよと いう説明があったら果たしてこの事業がどうなっていたか分からないですよね。というこ とは、今改めてこれは補償の対象ではなかったですとなれば、このことは新たに町民が負担 するということは非常に問題だと思うのです。最初は補償の対象だということで議会を経 てやっているわけですから。返還するとなって新たに議会の承認を得ることになってしま ったのですけれども、そのへんが補償の対象にならないが単費だったらやると、これが前も って分かっていれば審議の仕方も変わってきたのではないかというのが1点です。今後こ のようなことがないようにしますと部長はおっしゃっていましたけれども、今後このよう なことが起こらないようにしますと言う意味がどういう意味なのか。補償の対象にならな いものと補償の対象になるものをきちんと区分けしてやりますよということなのか、町長 は先ほど単費でもやるとおっしゃっていましたのでそれはないだろうなと思いますが、単 費でやるようなことが今後出ないようにしますということなのかそのへんがよく分からな いのですね。どういう内容なのか説明して欲しいと思います。

それから、2ページにわたって書いてある後ろのほうですが、補償する以外のその他の通常生ずる損失として補償すべきだと、そういう説明ですよね。本件道路の拡張の支障とならずに移転料の対象とならないと認められた部分、それはその他の通常生ずる損失として補償すべきであった、そういうような言い方をしているのですが、このその他の通常生ずる損失補償、これも補助の対象になるものなのですか。それともこれは単費でやりなさいという意味なのか。この文章の意味がよく分からない。この文書は国の考え方ですよね。国の考え方を説明してください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今回、私たちは関連性があるものだと、道を隔てても関連があるものだと、補助が認められているものだという認識の基でやってまいりました。しかしながら、結果として私たちと国とは平行線だったということであります。今後は、この問題等においては当然、また他の事業でもこういうことが起これば当然、事業執行をする前に議会ともこういうことで厳しい状況もあるがこの事業をしていいのかどうか話し合って進めていくことだと思っております。しかし、町道3号線については当然対象だと思ってのことだったとご理解をお願いしたい。今後は、こういう事情が起こるのであれば、県とも調整しながら、またどうしても必要性があれば単費も出てくるがどうかと皆様方と相談しながらやっていかなければいけないと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうからもお答えさせていただきます。 宮城寛諄議員から補償の対象ということでございましたけれども、補償の対象にはなり得ると考えております。ただ、補助の対象としてはどうかということだろうと思うのですけれども、今後同様な事例が生じた場合、県との協議も詳細詰めまして、原則的にどうしても補助の対象となり得ないことが分かりましたら、事業を推進する観点からも先ほど町長からありましたとおり町の単独予算を抱き合わせても事業執行するかについてその時点で考えることになろうかと思っております。

それからもう1点は、移転の対象ではなくてそれに代わる補償でやるべきだという院の 見解ですけれども、これにつきましてももし移転をしない場合にその事業所が不利益を被 る分の補償費として算定も町としてはやっておりますけれども、その内容につきましても 私どもが主張する積算した金額の約半分以下しか認められなかったことで今回その差し引 きで事業費として1,527万円が不適切という内容でございます。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩 (午後 2 時27分) 再開 (午後 2 時28分)

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ありません。補足して説明いたします。その他の通常生ずる損失としては補償するべきであったという内容につきましては、事業所が2つに分かれるということになりまして、例えば車検場で車を整備して、その後その車両を板金塗装に持っていく場合は、当然離れているわけですから運搬をしなければいけないことになります。そうするとその車両を載せるキャリアカーも必要になってきます。またそれを運転する人件費も必要になってきます。また、その他、従前までは道を隔ててはいますけれども一貫性のある事業所ということで、例えば作業員がいろいろな業務を兼務しながらやっていたものもありますので、それも分断されることによって兼務ができなくなるために人件費の増が出てくると、そういった諸々を積算してそれも一応、会計検査院には提示しましたけれども、私どもが示した金額の約半分しか認められなかったということです。内容的にはキャリアカーの輸送につきましては、リースですが通常最初の2カ年間計上できるとありますけれども、それも協議のうえで半分の1年に削られました。さらにそれを運転する人件費については認められなかったということで、私どもが積算した金額がかなり削り込まれた結果、今回の事業費として1,527万円の指摘金額となったわけでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 委員会で詳しくはやって欲しいのですが、要するにそういう積算をして分断をされて、そこが補償しないと本体建物は別の所に行って、補償されない部分はそのまま事業すると不利益を被るので、その不利益部分の計算をしてみると国ではその半分ぐらいしか認めていなかったと、それでは駄目だとなったということですよね。でもその積算部分で事業所との交渉はやったのですか。土地の部分、建物の部分とあるのだけれども土地の分は地主にいって建物の部分は事業者にいくのだろうけれども、その不利益部分を提示してそれで補償するという話を皆さん方は進めていたのですか。今の話おかしいですか、意味が分かりませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩(午後2時31分)

再開(午後2時33分)

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私のほうで誤解があったようです。補償が終わって後の問題なの で、当事者との相談ではないわけですね。当事者とどういう相談をしたのかと、そこと補償 の額に折り合いがつかなくて補助が受けられる分でやることができたとかできないとかと いうことでそういうことになったのかと思ったものですからそういう質問をしたわけです。 分かりました。ということは、この分については皆さん方としてはこの議会で予算を終えて それ以外、例えば新聞にあれだけ出て皆さん方の説明は済んだということになるのかな。税 金の無駄遣いだと、南風原町が1,200万円あったと新聞報道されているわけですから、町民 に対して十分に説明しなければいけないと未だに引っかかるわけだけれども、私たち議員 も質問されて答える義務がありますので答えてはいるのですが、なかなか腑に落ちないも のですから説明し難くてしようがなく非常に困っているところがあります。町長も答弁な さっていたのですが、単費でもやっていくとありました。今後の事業について、全部一括し た一体化の事業だということで補償の問題がいろいろ出てくるのではないかと心配をしま すけれども。全員協議会では部長からお家の立ち退きの話など例を出していたのですけれ ども、町民から見ると道路にかかってもいない建物が補償されたことになると非常に不自 然に思うわけです。建物自体がかかっていれば当然だと思うのですけれども、そうでもない ところで補償があったとなると何でだろうと思うものですから、そのへんは十分に説明を して欲しいと要望して終わります。あとは委員会でやってください。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第7号)については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午後2時38分)

再開(午後2時49分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第18. 議案第76号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第18. 議案第76号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第76号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) 平成27年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定 めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ550万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,045万7,000円とする。 2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第76号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたします。今回の補正は、退職被保険者療養給付費交付金(過年度分)の確定、高額療養費貸付金の増額、特定健診・特定保健指導等関係業務負担金の減額確定に伴い補正するものです。歳入・歳出をそれぞれ550万9,000円増額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は65億1,045万7,000円となります。

歳入について説明します。まず、6ページです。4款2項2目. 財政調整交付金210万3,000円の減は、今回の補正による歳入歳出の不足額を調整するための計上です。

7ページ。6款1項1目.療養給付費交付金174万5,000円の増は、平成26年度退職者医療の療養給付費等交付金について確定したことによる、追加交付決定額通知による計上です。

8ページ。12款 4 項 5 目. 貸付金元利収入586万7,000円の増は、高額療養費貸付金において当初見込みより 1 件当たりの貸付金額が増えたことによるもので、同額を歳出の 9ページの貸付金で計上しております。

歳出についてご説明いたします。9ページ。1款1項1目.一般管理費586万7,000円の増は、高額療養費貸付金の増で歳入の8ページで説明したとおりです。

10ページから12ページについては、歳入の財政調整交付金や療養給付費交付金を補正したことによる財源補正となっております。

13ページです。8款1項1目. 特定健康診査等事業費35万8,000円の減は、沖縄県国民健康保険団体連合会からの決定通知による平成27年度関係業務負担金2万1,000円の減、前年度決算余剰に伴う負担金減額分33万7,000円減による計上でございます。以上が、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第76号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第76号については、委員会の付託を 省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案 第76号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。本 案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第77号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第77号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補 正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。 副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第77号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) 平成27年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め るところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ れ462万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,662万9,000円と する。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方 債の変更は、「第2表 地方債補正」による。その内容等については、担当から説明させてい ただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 それでは、議案第77号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明いたします。今回の主な補正の内容は、平成26年度消費税の確定申告に伴う補正となっております。

2ページをお願いいたします。 2ページから 3ページにかけての第 1 表 歳入歳出予算補正について、下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ462万4,000円を追加し 7 億5,662万9,000円となっております。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお願いいたします。7款4項1目1節. 雑入672万4,000円の増は、平成26年度消費税の確定申告による還付金となっております。

8ページです。8款1項1目1節.下水道整備事業債210万円の減は、未普及下水道事業において委託業務の一部が起債対象にならなかったことによるものであります。

続きまして歳出について説明いたします。9ページをお願いいたします。1款1項1目13節.委託料276万5,000円の増は、公営企業会計移行に伴う支援業務委託料の計上になっています。1款1項1目28節.操出金は、歳入歳出の差額185万9,000円を一般会計へ繰出すための増です。先ほどの一般会計補正予算の説明のなかにありました14ページの185万9,000円がこの操出金となっております。以上が、平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員
- ○10番 大城 毅君 今説明のありました8ページの起債対象にならなかった分があるとのことですが、これはどの部分で、どうして起債対象にならなかったのか伺います。
- ○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 ご質問にお答えします。今回、起債対象にならなかった業務としましては、下水道管のカメラ調査です。管渠のカメラ調査費用540万円相当が起債対象とならなかったものでございます。

起債の対象としましては、基本的には下水道工事に伴うものの委託業務ですが、今回の13 節の業務につきましては工事に伴うものではないとして起債から外れたということでござ います。よろしくお願いします。

直接工事をするものではなくて、長寿命化計画書策定のための業務でございますので、維持管理的なものということで対象にならなかったものでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第77号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第77号については、委員会の付託を 省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案 第77号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案 は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第78号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第78号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第78号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正 予算(第3号) 平成27年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、 次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入 歳出それぞれ295万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,737万 7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担 当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第78号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。今回の補正の主な内容は、磁気探査支援事業の配分額の増と公共施設管理者負担金の減による補正となっております。

2ページをお願いいたします。 2ページから 3ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正について、土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万3,000円を減額し、13億5,737万7,000円となっております。

次に歳入について説明いたします。6ページをお願いいたします。3款2項1目1節. 磁気探査支援事業補助金61万6,000円の増は、県からの配分額が増えたことによるものです。

7ページをお願いいたします。4款1項1目1節.公共施設管理者負担金360万3,000円の減は、公園事業に伴う用地買収面積が最終年次の精査により減となったことによるものです。

8ページです。5款1項1目1節.一般会計繰入金3万4,000円の増は、磁気探査支援事業の補正に伴う町負担額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。2款1項1目11節. 需用費8万4,000円の増は、磁気探査支援事業の配分額増に伴う消耗品費の計上です。2款1項1目13節. 委託料56万6,000円の増は、磁気探査支援事業の配分額増に伴う計上となっております。同じく15節. 工事請負費360万3,000円の減は、公共施設管理者負担金

(公園)の減額によるものとなっております。以上が、平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第78号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第78号については、委員会の付託を 省略することに決定いたしました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案 第78号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 報告第14号 専決処分「北丘小学校大規模改造工事(3工区建築)の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第21. 報告第14号 専決処分「北丘小学校大規模改造工事(3 工区建築)の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告 を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第14号 専決処分「北丘小学校大規模改造工事(3工区建築)の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。記 1. 専決処分事項 北丘小学校大規模改造工事(3工区建築)の請負契約金額の変更について 2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更決定に関する事項。専決処分については、11月16日に行っております。

1. 専決処分事項 北丘小学校大規模改造工事(3工区建築)の請負契約金額の変更について (1)変更事項 変更前契約額1億3,586万4,000円。増額金額383万4,000円。変更後契約額1億3,969万8,000円。(2)契約の相手 請負者 株式会社高橋土建・株式会社

丸憲建設工事共同企業体。代表者 住所 那覇市前島3丁目13番11号 商号 株式会社高橋土建 代表取締役 玉城俊夫。構成員 住所 那覇市泉崎1丁目16番5号 株式会社丸憲 代表取締役 末吉繁政。2.変更した理由 校舎の屋根や外壁の汚れ、水垢を高圧水洗浄で洗浄することや3階床仕上げ、長尺シートの撤去によって当初確認できなかった亀裂の確認をしたことによる数量変更であります。また、児童生徒の安全確保のために仮設校舎から管理棟、体育館などに移動するための仮設通路設置の変更であります。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、報告第14号の内容について説明いたします。第3工区、3階校舎の図面を添付してございます。廊下の床部分、コンクリート面に亀裂がございました。それの補修でございます。そして、普通教室等においても亀裂があったということで、先ほどの長尺シート、そういったところで亀裂が発生していたということでの補修です。

次のページは、屋根のほうですね。屋根でも全体的に亀裂があったということで補修でございます。

最後のページは通路で、下が外構の配置図になりますが、下の仮設校舎から移動するときに通路を渡って体育館、校舎のほうへ行くということで仮設の通路を造ってございます。右下に断面図がありますが、二重線で囲った部分が【凡例】の部分となります。棚足場県通路ということで、A断面図ですね。渡り廊下の下に通路としてできるように、パイプで囲って子どもたちが通路を利用できるようにということです。B断面は屋根付き通路で、体育館の方から校舎までをパイプで囲って通路としています。そしてスロープは床板で作って子どもたちが工事の最中に安全に使えるようにということで、今回通路を作っていますので、その金額の変更ということでございます。よろしくご審議をお願いします。

- ○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「進行」の声あり)
- ○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。 (「異議なし」の声あり)
- ○議長 宮城清政君 報告第14号 専決処分「北丘小学校大規模改造工事(3工区建築)の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終わります。
- ○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会しま す。お疲れ様でした。

散会(午後3時12分)